

河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

また、活動を行うに当たって河川管理者が必要と認める場合は、河川への階段などの設置、竹木等支障物の除去、発生した竹木の処理について河川管理者が支援します。

2 対象活動及び河川の区間

(1) 対象となる活動

河川協力団体として指定される活動は次のとおりです。

- ア 河川管理者に協力して行う河川工事または河川の維持
- イ 河川の管理に関する情報または資料の収集および提供
- ウ 河川の管理に関する調査研究
- エ 河川の管理に関する知識の普及および啓発
- オ 上記の活動に附帯する活動

(2) 対象となる河川の区間

滋賀県内の一級河川のうち県が管理する区間

なお、申請にあたっては、活動を希望する区間を設定してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人または河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第33条の8に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 適切な経理事務および会計処理が行われていること。
- (4) 法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10

年法律第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。)が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。

- (6) 宗教活動または政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (10) 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

- (1) 河川協力団体指定申請書(様式第1-1号)に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるものならびに会員名簿その他の法人等の構成員およびその数が記載されているもの
- イ 活動実績報告書(5年間) → 様式第1-2号
- ウ 活動実施計画書(5年間) → 様式第1-3号
- エ 法人等の監査報告書または収支計算書
- オ 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- カ 確約書(「3申請資格」に記載の(6)、(7)、および(9)の要件を満たすことを証する書類) → 様式第1-4号
- キ 誓約書(「3申請資格」に記載の(10)の要件を満たすことを証する書類) → 様式第1-5号
- ク その他河川管理者が必要と認める書類

- (2) 留意事項

- ア 原則として申請前に事前相談をしてください。
- イ 提出された書類は返却しません。
- ウ 申請に必要な費用は申請者の負担となります。

5 募集期間

随時募集しています。

6 提出先

以下の提出先に直接持参いただくか、郵送またはメールで提出してください。

持参の場合は、土日祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までとします。

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部流域政策局 河港管理室 行政第一係

TEL 077-528-4156 E-mail ha04@pref.shiga.lg.jp

7 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項について確認・審査し決定します。

(1) 申請資格の確認

(2) 活動実績報告書の審査（継続性、公共性、活動姿勢）

直近おおむね5年間にわたり河川管理に資する非営利的な活動を継続的に行っており、河川管理者との協力関係が認められ、河川管理等に支障となる行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査（実効性、貢献度、協調性）

活動実施計画の実効性、河川管理に対する貢献、活動にあたって地域との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査を行うにあたり、必要に応じて申請者へヒアリングを行います。

8 審査結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることになる法人等に対して、河川協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

なお、法人等の名称、住所および事務所の所在地を公表します。

(2) 上記の河川協力団体指定証には、法人等の名称および活動を行う河川の区間を明記し、指定番号を登録します。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対して、その理由を付して書面にて通知をします。

9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者の求めに応じ、年に1回以上、活動状況について報告をしていただきます。

なお、報告は任意の様式で構いませんが、活動状況や成果を確認できる資料を添付してください。

- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合や、河川協力団体が解散した場合には、速やかに報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、次に掲げる事項に該当する場合には、指定が取り消されます。

- (1) 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- (2) 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- (3) 指定証に記載の指定期間が終了したにもかかわらず、次の計画期間の活動計画書が提出されなかった場合。
- (4) 河川協力団体から指定の取消の申請があった場合。

11 問い合わせ先

滋賀県土木交通部流域政策局 河港管理室 行政第一係

TEL 077-528-4156

E-mail ha04@pref.shiga.lg.jp